

「交渉」に達する二階樓（二階の間）見たからである。之を以て先進國の組合運動に比較する時、殆んど隔世の感があるが、根本の組合の發達が未だ不十分な我國としては已むを得ないのである。要は全速力を出して突進する事だ。

斯くの如く我國の團體交渉権は未だ進化の道程に在つて、その内容は約百年前の歐米先進國を覺察するものがあるが、而も夫れは何時までも足踏みをしてゐるのでなく、一步々々前進を續けてゐるものである事を認めてやらねばならぬ。

團體交渉の法律的障碍。

團體交渉の、今まで我國に行はれなかつた第一の理由は、法律上の障礙である。

法律上の障礙といへば、讀者は團體交渉よりも先づ團體結構の法的答應問題を想起するであらう。然うだ、團體交渉の認められたのは、先進國に於ても此較的新しき事であつた。労働運動史を見るに、今から百年ほどの前までは、團體交渉は愚か、労働者が團結して運動する事すら許されなかつた。之が爲めに、労働團體は秘密組織として存在し、原野の一隅に於ける深夜の會合、地下に埋めた記録の箱、秘密の宣誓、首領の長い間の入獄など、何れも小説的な徑路を辿つて來たものであつた。夫れが今を距る約百年前（一八二四年）先づ英國では、仕立屋ブレースの懸命の努力で、同國に於ける結社法が解禁され、又米國でも之より六年遅れて（一八三〇年我が天保元年）に至り、暴行脅迫の作はざる限り、労資協商の爲めの團體行動を共謀犯と認めないやうになつた。更に一八七〇年（明治三年）に至つて英國は労働者に對し、明かに團體交渉の権利を認むるに至つた、其他の國にあつても、瑞西其他の如く法規に團體交渉の合法を認めて居る處もあるし、然らざることするも、事實上此の権利が種々の形式に於て